防装庁（事）第３５１号
令 和 ５ 年 １ ０ 月 １ 日

防衛装備庁長官　殿

事務次官
（公印省略）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第４条第１項に規定する指定装備品等の指定について（通知）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第４条第１項に規定する指定装備品等について、別添のとおり指定されたので通知する。

添付書類：防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第４条第１項に規定する指定装備品等の指定について（令和５年１０月１日防衛大臣決定）
写送付先：大臣官房長、各局長、各幕僚長及び各地方防衛局長

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第４条第１項に規定する指定装備品等の指定について

（令和５年１０月１日
防 衛 大 臣 決 定）

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第４条第１項に規定する指定装備品等を次のとおり指定する。

１　武器

火器（小火器、火砲等）、指向性エネルギー兵器、誘導弾発射装置、ロケット弾発射装置、射撃管制装置、光学機器、偽装用器材、欺まん用器材、対ＣＢＲＮ器材、水雷武器、水中音響装置、消磁器材及び掃海器材

２　弾薬類

⑴　火器用弾薬、誘導弾、ロケット弾、爆弾、てき弾、地雷、機雷、魚雷、爆雷及び火工品

⑵　爆薬、信管、火管その他火薬類

３　車両

戦闘用車両（戦車、機動戦闘車、装甲車、自走砲等）、人員・物資輸送用車両、特殊作業用車両及びトレーラ

４　船舶

⑴　自衛艦（護衛艦、潜水艦、掃海艦、ミサイル艇、輸送艦等）、支援船その他の船舶

⑵　船体、船舶用機関、船舶用電気器材、航海機器、船用品及び船体ぎ装品

５　航空機

⑴　戦闘機、哨戒機、輸送機その他の航空機

⑵　機体、航空機用エンジン及び航空機搭載品

⑶　着陸用器材及び地上支援用器材

６　無人機

陸上無人機、無人水上航走体、無人水中航走体及び無人航空機並びにこれらの運用器材

７　宇宙機器

人工衛星

８　通信電子器材

有線・無線送受信装置、衛星通信器材、無線航法装置、レーダー装置、ＥＣＭ・ＥＳＭ器材、指揮統制器材、通信保全器材その他の通信電子器材

９　情報システム

電子計算機及びこれに付属する器材並びにソフトウェア

１０　施設器材

建設用機械、掘削用機械、道路整備用機械、架橋用器材及び障害敷設・処理器材

１１　需品

⑴　誘導弾・船舶・航空機用燃料及び燃料器材
⑵　迷彩服、特殊航空被服、制服その他の被服、個人装具及び落下傘
⑶　救命用器材、浄水装置、天幕その他の野外需品器材
⑷　非常用食糧及び特殊食糧

１２　その他

⑴　前各項に掲げる装備品等の電源器材、整備用資器材、計測用器材、試験用器材、教材及び訓練器材
⑵　前各項及び前号に掲げる装備品等の部品・構成品

※　上記の装備品等は、専ら自衛隊の用に供するものに限る。